

○構造設備基準（法3条，条例2条）

| 項目 | 基 準 | |
|------------|---|-------------|
| | 一般クリーニング所 | 取次店 |
| 一般的 構 造 | <input type="checkbox"/> 居住場所等，他の用途との区画は，（原則として）隔壁によること。 （他の用途と併用しないこと。）（条例2条1項1号） | 一般に 準じる。 |
| | <input type="checkbox"/> 換気，採光及び照明を十分に行える構造設備とすること。（条例2条1項3号） （換気）有機溶剤を使用する場合は，局所排気装置等を設けることが望ましい。 （照度）300ルクス以上が望ましい。 | 一般に 準じる。 |
| | <input type="checkbox"/> 洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さ及び構造を有すること。 （機械等が作業の流れに応じて適切に配置されていること。）（条例2条1項2号） | 一般に 準じる。 |
| | <input type="checkbox"/> 適当な規模の浄化槽を設置すること。（オムツ等，し尿の付着したものを洗濯する 場合）※終末処理場のある公共下水道に流出させる場合を除く。（条例2条1項6号） | |
| 保管庫等 | <input type="checkbox"/> 洗剤，有機溶剤，薬品等及び洗濯に使用した有機溶剤の排液等を格納する保管 庫，戸棚等を設けること。（条例2条1項4号） | |
| 洗場 | <input type="checkbox"/> 床・側壁（床から1mまで）はコンクリート，タイル等不浸透性の材質であるこ と。（法3条3項4号，条例2条1項7号） <input type="checkbox"/> 床に適当な勾配と排水口を設けること。（法3条3項4号） <input type="checkbox"/> 洗濯機・脱水機は各1台以上備えること。（兼用できる場合を除く）（法3条2項） <input type="checkbox"/> 下水道又は衛生上支障のない場所に排水できる構造である（条例2条1項8号） | |
| 格納 容器 | <input type="checkbox"/> 洗濯済みの物と未洗濯の物とに区分してそれぞれ格納できる設備を設けること。 （条例2条1項5号） | 一般に 準じる。 |
| その他 | <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレンを使用する場合は，「クリーニング業者に係るテトラク ロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針」（平成元年7月7日厚 生省・通商産業省告示第6号）及び「ドライクリーニングにおけるテトラクロロエ チレンの使用管理の徹底について」（平成5年4月9日衛指第74号厚生省生活衛生局 長通知）に従い，適正な排水処理装置，活性炭吸着回収装置等の溶剤蒸気回収装置 を設置する等所要の措置を講ずること。 | |